

議案第108号

大阪市立児童養護施設条例及び大阪市立児童心理治療施設条例の一部を
改正する条例案

(大阪市立児童養護施設条例の一部改正)

第1条 大阪市立児童養護施設条例（平成17年大阪市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「施設」という。)」を削り、同条の表中大阪市立長谷川羽曳野学園の項を削る。

第2条第1項中「施設」を「大阪市立弘済みらい園（以下「弘済みらい園」という。）」に改め、同条第2項中「大阪市立弘済みらい園（以下「弘済みらい園」という。）」を「弘済みらい園」に改め、同条中第4項を削る。

第3条第1項中「施設」を「弘済みらい園」に改め、同条中第3項を削る。

第4条中「施設に」を「弘済みらい園に」に改める。

第5条中第2項を削る。

(大阪市立児童心理治療施設条例の一部改正)

第2条 大阪市立児童心理治療施設条例（平成17年大阪市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

大阪市立長谷川羽曳野学園

大阪府柏原市円明町

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 大阪市立長谷川羽曳野学園に係る第2条の規定による改正後の大阪市立児童心理治療施設条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第6条から第

10条まで及び第11条前段の規定の例により行うことができる。

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

児童養護施設である長谷川羽曳野学園を廃止し、児童心理治療施設として長谷川羽曳野学園を設置するため、大阪市立児童養護施設条例及び大阪市立児童心理治療施設条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童養護施設条例（抄）

(設 置)

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立長谷川羽曳野学園</u>	<u>大阪府柏原市円明町</u>

(休館日)

第2条 施設 は、無休とする。
大阪市立弘濟みらい園（以下「弘濟みらい園」という。）

2 前項の規定にかかわらず、第6条の規定により大阪市立弘濟みらい園（以下「弘濟みらい園」という。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、弘濟みらい園について、その設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の休館日を定めることができる。

3 省 略

4 第1項の規定にかかわらず、大阪市立長谷川羽曳野学園（以下「長谷川羽曳野学園」という。）については、臨時に休館することがある。

(供用時間)

第3条 施設 の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。
弘濟みらい園

2 省 略

3 第1項の規定にかかわらず、長谷川羽曳野学園については、時宜により供用時間を変更することがある。

(入所資格)

第4条 施設 に入所できる者は、法第27条第1項第3号の児童養護施設への入所の措置
弘濟みらい園
を要すると認められた児童とする。

(入館の制限)

第5条 省 略

2 前項の規定は、長谷川羽曳野学園について準用する。この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

大阪市立児童心理治療施設条例（抄）

（設 置）

第1条 本市に児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の2に規定する児童心理治療施設（以下「施設」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略
大阪市立弘済のぞみ園	省 略
大阪市立長谷川羽曳野学園	大阪府柏原市円明町